

大和市人権指針改定検討委員会 第2回会議議事録

日 時：平成27年 7月23日（木） 午前9時30分～午前12時00分

場 所：大和市役所 本庁舎5階 第5会議室

出席者：鏡会長、渡辺副会長、落合委員、古谷田委員、佐藤(倫)委員、土井委員、樋口委員
(事務局) 船越課長、折笠係長、今野主事

欠席者：遠藤委員、佐藤(正)委員

議 題：1. 開会のあいさつ

2. 「大和市人権指針」改定について概要説明

3. 「大和市人権指針」についての意見交換

(1) 子ども

(2) 高齢の方

(3) 障がいのある方

(4) 外国につながるのある方

4. その他

1. 開会のあいさつ

国際・男女共同参画課 船越英一課長よりあいさつ。

- ・人権指針の改定とはいえ分量が多いので、事務局で事前に精査し、資料として提示できるように努める。本日は第2回目の会議であり、個別の人権課題について検討をする。忌憚のないご意見をいただきたい。

2. 「大和市人権指針」改定について概要説明

人権指針改定について事務局より概要説明。別紙「人権指針を改定する際に、踏まえるべき市の計画、プラン、指針等」について、資料に沿って説明。本会議では、個別の人権課題について検討をする旨を説明。

(事務局) 前回議論にあがった、「世界人権宣言」や「生存権」について資料として載せた。

本日は、前文等の議論はしないが、参考としていただきたい。各分野のプランや指針等のダイジェスト版等も資料として配っているので、議論の参考にしていただきたい。

3. 「大和市人権指針」についての意見交換

個別の人権課題（子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながるのある方）に関して、20分程度ずつ意見交換をしていくよう事務局から説明。

●子どもの人権課題

(事務局) 前回、委員から提示のあった「子どもの健全育成とはなにか」について、本日

欠席の委員からご意見を頂いているので紹介する。「大和市人権指針のごとく子供の人権を尊重して教育や地域社会とのつながりや環境をつくり育てること、健全に育成できる環境に置くこと、貧困や親の生活に苦悩せずに、豊かな家庭豊かな地域・学校生活・教育で育つものと考えます。まず、親や地域の方々の背中や手本を次世代につなげる、第一に命の尊さやこの世で不要という命などない、誰でもがかけがえのない命・子供である事を育成すればいじめや自殺や犯罪が少なくなる。その子供の個性を大切に伸ばせる社会づくり、みんなと同じでなくても、たくさんの選択肢がある社会づくりだと思います。今は、知識の教育は世界レベルだと思いますが、道徳（心）教育の強化を望みます。」とのことです。

(委員) 前回の人権指針の言葉は、やさしさがあり、愛情を感じることができる文章の響きであったが、今回簡素化した骨子案はそれを感じず、役所が作る文章という印象。前回の言葉の方が柔らかく、しっかりとした内容であるかと思う。

(事務局) 今の意見は、現行の指針5頁と骨子案を見比べての意見であった。今回の改定にあたって、【課題】の文章を省き、【取組みの方向】を中心に列記したものにしたので、そのような印象になってしまっている。課題は時代と共に変化していくが、あるべき姿（取組みの方向）はそう大きく変わらないため、【取組みの方向】を中心に列記した。しかし、前回の指針の良い部分は残した方がよいと思う。

(委員) 前回の指針は同じことを何回も述べているような印象があり、今回の骨子案のほうですっきりしていると思う。しかし、前回の指針にある良い言葉は、前文の説明の部分にでも残していきたい。

(委員) 子どもの人権課題について、子どもたち自身の意見は徴収できているのか。子どもの意見を私たちが理解することが大切である。大人が上から「子どもはこうあるべきだ」と決め付けていないか。主体の人々の意見を念頭におくことが大切な作業である。

(委員) 同意見である。大人が子どもに提示するのではなく、子ども目線で考えることが必要。子どもはなにを期待していて、なにが幸せで、なにが嫌なのかということは理解しておかなければいけない。また、文言について検討していくのは、時間が無い中で、あまり必要が無いのではないか。それよりも、大和市の子どもには、現在何が問題であるかなどの具体的なものを出して、それについて議論したほうが、この場の目的を達成できるのではないか。

(委員) 「子どもの最善の利益を保証することはおとなの責任です」という内容は私も良いと思うので、骨子案の子どもの人権課題の前文にいれればよいと思う。また、「個性を伸ばす」という考えは無くなっていくと考えている。個性は本人が持っているもので、伸ばしようがないものであると言われている。伸ばすのは「才能」である。

(委員) 「個性を伸ばす」と言われている社会の背景には、「個性を認めない」社会があるから。

(委員) 「個性を尊重し合おう」というのか、よい表現であると思う。

(事務局) 骨子案に「子ども一人ひとりの個性を尊重し、」とあるが、この部分はどうか。

(委員) それは、大人が子どもの個性を尊重するという上から目線な印象である。子ど

も同士が、お互いの個性を尊重しあうということが必要。

(委員) 子どもたちが、一人ひとりの違いを分かり合う、認め合うということが大切。それが、虐待やいじめがなくなることにもつながる。

(委員) 先ほどの委員の子どもの健全育成についての意見の最後に、「道德教育」について触れていたが、我々市民の一般的な感覚でいう道德教育と、国・文科省が考えている道德教育とはちょっと違う。私たちはいじめをなくすことや子どもの人間関係に重きを置いて教育をしてほしいと期待しているが、国・文科省や教育委員会は道德というと、「国を愛し、郷土を愛する」ことに重きを置いている。子どもの健全育成には道德教育を充実させれば良いんだ、と一概には言えないことを理解しておかなければいけない。

(委員) 「道德」に代わる言葉はないものかと思う。

(事務局) 「道德」に代わる言葉として、人権では「思いやり」を使うことがある。

(委員) 子どもの人権条約は割りと子ども目線の内容であったと思う。やはり、子どもの人権課題の前文をもう少し書き直したほうがよい。

(事務局) 前回の懇話会での人権指針の策定作業は、一から作り、各団体とヒアリングをし、思いを詰め込んだものである。個別の人権課題の前文に、それらを盛り込むことを進めていこうと思う。また、先ほど議論にあった「子どもたち自身の意見は徴収できているのか。」という点について、自治基本条例の制定に向け、「大和市自治基本条例をつくる会」が素案を作る際に、PI(*)として小、中学生に意見を聞きに行き、子どもの権利や責任に関して討論された。議会事務局では「子ども議会」をやったことがある。今回はそこまではできないが、子どもの視点を取り入れることは重要なことである。

(*)PI…パブリックインボルブメント。

計画等の策定にあたり、広く市民の意見を聞き、計画に反映する市民参加の手法。「案」をつくる段階からの参加、そして、単なる意見表明に留まらず、市民相互の議論、合意形成までも視野に入れている点が特徴。

(委員) 責任とは何に対する責任なのか。子どもがもつ責任なのか。

(事務局) 権利を与えるということは、責任も伴うという議論であった。

(委員) 責任が取れないなら権利を与えない、ということになってしまうと人権を尊重しているとは言えないが、どうか。子どもは何歳を対象か。

(事務局) 自治基本条例を制定の際には、住民投票に関して、投票権の対象を16歳以上とし、16歳以上が責任を持てる年齢とした経緯はある。(※「子どもの権利条約」のなかでは、18歳未満を「児童(子ども)」と定義している。)

(副会長) 子どもの定義は難しい。子どもという概念そのものがない社会もある。青少年は35歳まで(本市こども・青少年課では「おおむね30歳まで」としている。前回会議で議論された子どもの健全育成について、青少年健全育成や青少年保護育成などがあるが、それらの概念を超えたものが「子どもの権利条約(1989年の第44回国連総会において採択、1990年に発効、日本は1994年に批准)」に含まれていると思う。象徴的なのが「子どもの社会参画」である。子どもが主体的に社会に参画していく権利をはっきりさせていく必要がある。川崎市は積極的に取り組んでいる。一方で、大人からの目線で「子どもは保護される対象であって、一人では何もできないのだから大人が守ってあ

げなくてはならない存在である」という子どもの捉え方が色々な所では存在していると思う。指針にあるように「子どもは大人に従属する存在ではなく、人として自由に生きる権利を持っています」ということを、どうやって子どもの社会参画を保障していくのか、それを実現させていかなければいけない、「子どもの権利条約」の子どもの社会参画の概念の転換点に来ているのではないかと感じている。前回の懇話会座長の鈴木敏彦先生は、子どもの社会参画について詳しく検討し、その感覚を、先ほどから話題に上がっている文章に取り入れていた。子どもを守ってあげなくてはいけないのは当然であるが、子どもが大人と同じように参画していく、という発想の転換が必要である。今回の改定でそこまで盛り込めるかどうかは分からないが、大和市としてどう考えているかを検討していくことは必要。

(委員) その「主体的に参画していく」という視点は、どの人権課題に関しても必要な視点であると思う。

(副会長) 「子ども議会」に関して、娘が参加したことがある。参加すると決まると、学校側が大騒ぎになり、子どもが何を市長に聞きたいのかについて、先生が関わり、隅々まで内容が手入れされてしまう。子どもが主体的に社会に参画するという概念が社会にならなから、そういう状況になってしまう。子どもたちに主体的に参画する場を与え、子どもたちがそこで学び、私たちも発言して良いんだ、という経験を積んだ上で、「子ども議会」というものが成り立つのであろうと思う。青少年健全育成や青少年保護育成という概念から抜け出すのは大変なことである。

(委員) 出身の長崎県では、子どものころ「子ども会議」があった。4年生から参加し、6年生が議長を務め、意見を述べられる。同年代の人に聞いてみても、そのような会議はなかったと聞く。そういう場で発言をする力などを身につけていくのではないかな。

(委員) クラスの代表が集まる児童会や生徒会は市内どこの学校もあると思う。

(委員) そういう場があったとしても、教育を推進する上で、自由や平等、人権を尊重することを教育できればいいが、「枠からはみ出ちゃいけない」「こういう発言をしない」と大人が教育してしまうとよろしくない。

(委員) 大人は「突飛な意見を言われたら困る」と思い、整理をしようとするが、子どもは突飛なことを言っても良い、それによってより良いものができたりする。それを認めなければ、大人の発想の上から出られない。固定概念を打破していく必要がある。

(委員) 子どもたちに対して、自由に発言し、行動しても良いことや平等を伝え、人権が大切であるということが芽生えれば、いじめの問題なども自ずと消えていくのではないかな。この会議では憲法で定められている生存権などを具現化するよう考えていくと良い。また、本指針に書かれていることはどれも大切なことで、網羅されている。網羅されすぎていると、じゃあ何が大切なのかが分からず、なきに等しくなってしまう。何が重要なのか、主に大和市ではここを中心に考えていきたいといった重点項目を載せたほうがよい。

(委員) 1つ、2つに理念を絞ったほうがわかりやすい。

(委員) 市民向けに文章にしたときに、なるべくカタカナ文字は避けた方が良いと思う。

なるべく分かりやすい日本語で書いたほうが良い。パートナーシップや情報リテラシー、アイデンティなど分かりにくい。

(事務局) 最近ではダイバーシティ(多様性)という言葉も良く使うが、使用する際には用語の説明を入れている。どうしてもカタカナの方が浸透していて理解されやすい言葉もあると思うので、そういった場合はページの下部に注釈を入れていくようにする。

(会長) 分かりやすい日本語で書かれることが良いと思う。指針がすべての人に見ていただき、理解していただけるようにしたほうが良い。

(副会長) 進める上での確認であるが、骨子案を見て、不足しているものや、ニュアンスとして違うのではないかという点、重要な部分・濃淡をつけるといったことも必要であるか。

(事務局) そのとおりである。重要な部分・濃淡をつけるという点については、「横浜市人権施策基本指針(概要版)」では、それぞれの分野で「人権の視点から特に必要なこと」として重点項目をいくつか取り上げている例もある。

(副会長) 人権指針として、漏れていることは無いか、確認する必要がある。

(委員) 子どもの人権課題の重点項目として、「子どもの社会参画の保障」を取り上げたい。

(委員) 「(1) 子どもの人権擁護の推進」を、「子どもの主体的な社会参画の推進」としても良いと思う。

(副会長) 「外国につながる子どもの権利の保障」の部分で、この内容で読み方によっては含まれているとは思いますが、大和市が今後どう取り組んでいくのか、気になっていることがある。外国につながる子どもの就学状況である。教育を受ける権利をどこまで保障していくか。親からすると教育を受けさせる義務であるが、残念ながら不法滞在の親もいる。子どもはどのような状況でも教育を受ける権利があると世界人権宣言でも言われている。「就学通知」は住民基本台帳に載っていれば送られるが、外国籍の子どもには「就学案内」が届く。就学を強制できない面もあるので「案内」として送られるが、中には文書を理解できずに放置して、外国籍の子どもたちが就学できないこともある。親が二人とも不法滞在の場合は、公に出ることを恐れるため、なおさら子どもは教育を受ける機会から遠ざけられている。そういった状況は、見つけ次第できるだけ早く教育を受けられる環境を整えていくことが、自治体としてどの程度できているか、「案内」を送っていればよいということに留まっていないか、見直してほしい。子どもの教育を受ける権利ということが強く保障していこう、というニュアンスが入るといい。

●高齢の方の人権

(委員) 「高齢の方」という表現は、60歳代も含んでいるのか。

(事務局) 含んでいる。「高齢者」とすると、本市では60歳代を含まないことになる。(2)の「高齢者」については、「高齢者雇用安定法」の表現を使い、(4)の「高齢者」については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の表現を使っている。

(委員) 分かりにくくならないか。

(委員) なぜ色々な呼び方があるのか、と疑問に思った。

(副会長) 「外国につながるのある高齢の方の抱える課題」は独立したほうが良い。インドシナ難民の方々も高齢になった。普通の高齢の方の枠に加えても大丈夫かと思うが、プラスアルファ、外国につながるのある高齢の方は不利益を被りやすいと思う。どこかに加える必要がある。日本に長く住んでいれば、日本語に困らないと思いがちであるが、彼らは日本に来たのが40歳代で、3ヶ月程度日本語の授業を受け、すぐに働き始めた。外国語としての日本語を学ぶことは困難で、70歳代の人も未だに難しい日本語は分からないという人がいる。必要な情報が取れない可能性があるので、配慮が必要である。

(委員) 法務省の高齢者の人権問題の調査結果では、「悪徳商法の被害が多いこと」「経済的に自立が困難なこと」「働く能力を発揮する機会が少ないこと」「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」「家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること」などがある。(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月))法務省が問題として取り上げている課題を大和市ではどうするか。職場の幹部職員に人権指針を策定する旨を説明し、どうしていくべきか伺ったところ、「独居老人の見守りが不十分」「高齢者サービスが身近にあっても理解されていない、使えていない」「地域・自治会などにおけるネットワーク作りが不十分」という意見が挙がった。

(事務局) 今のご意見の「悪徳商法の被害」「独居老人の見守り」「高齢者サービスの情報提供」に関したものが、現在の指針には含まれていないので、新たに含んでいくとよいのではないかと。

(副会長) オレオレ詐欺の被害は人権問題に関わっており、騙されたほうが悪いと責め立てられ自殺した高齢の方もいる。悪徳商法やオレオレ詐欺は、高齢の方の人権課題として捉えていくべきである。

(会長) 独居老人の見守りについて、民生委員児童委員でも高齢の方と地域で関わっていく方向で動いているが、現実には充実していない。個人情報の問題で、一部の方に知らせる等、地域で広がっていかない部分がある。大事なことである。

(事務局) 今の内容は、「第6期大和市高齢者保健福祉計画」基本目標3「施策3-1 独り暮らし高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを進めます」にも掲載されている。

(委員) 「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」という問題があったが、介護における人材が不足している。高齢者人口が増えるなかで、介護における人材の補填について、解決策は実際には見えてこない。

(副会長) それは、高齢の方の健康で文化的な最低限度の生活を送る権利が奪われていくことにつながる。

(委員) 高齢になっても、地域で健康におだやかに暮らせれば一番いい。しかし加齢と共に能力が落ちる。地域や自治会、民生委員、地区社協が、それを理解することが必要。要介護になったら専門的知識を持った人が必要で、その人たちを増やさなければいけない。寿命を全うできる社会を想像して作っていくことが必要である。大和市に全国の高

高齢者が集まっても困ってしまうが、大和市は高齢者が安心して暮らせる街となるとよい。(事務局)「(4) 高齢者虐待への対応」「高齢の方の介護に携わるすべての人々や地域社会の人々と協力し、虐待防止のネットワークづくりに努めます。」とあるが、高齢の方の介護に携わるすべての人々に対する支援等も含んでいくとよいか。

(委員) 大和市は早くも超高齢社会になった。なるべく改善していく仕組みが必要。

(委員)「(4) 高齢者虐待への対応」について、子どもの人権課題「(4) 子どもへの虐待防止」の表現と異なっている。統一したほうが良い。

(委員) 現行の指針の「世代間交流」で、「豊富な知識と経験を有し、地域社会の発展に寄与してきた高齢者」としている。今回の骨子案には書かれていなく、高齢の方を守らなければいけない存在としているようである。前文の中に「豊富な知識と経験を有し、地域社会の発展に寄与してきた」高齢の方という内容を含んだほうがよい。現行の指針は言葉が優しく、変えなくていいものであり、残していくべき。読んでいて納得できるものにすべき。

(事務局) 前文の中に、現行の指針の良い表現を残して骨子案を作っていく。

(委員) 現行の指針には、「介護を受ける高齢者のみならず、介護者にも目を向けなければなりません」という表現もある。

(副会長) 多くの市民に読んでもらうには、共感を得られる文章であったほうが良い。

(委員) 高齢の方の主体性と、介護者への支援の視点が必要である。

●障がいのある方の人権

(事務局)「障害者」と「障がいのある方」の表現について、どちらが相応しいと思われるか。

(委員) 一般的には「障がいのある方」という表現が使われていることが多い。その人が在って、障がいがあるという考えである。障がいのある方は、人口としては少ないので、分かりにくいこともあるかと思う。「大和市障がい福祉計画」の基本理念では、「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活していく」ということを目標にしており、障がいのある方の人権課題の前文で、このような表現で説明をした方が分かりやすいと思う。来年の4月から施行される障害者差別解消法に関して、どのような社会的な障壁を解消していくか、というところが定義付けられているので、それを具体的に前文に載せると、障がいについての知識がない人でも、人権課題とつながると思う。また、子どもや高齢の方と同じく、障がいのある方にも言われているのが、エンパワーメント、自信を回復していくことである。障がいがあるがゆえに自信を無くして諦めてしまう、障がいがある自分、家族だからしょうがないんだというところからスタートしてしまうところを、自信を回復して、その上で色々な所に参画していくということが大切である。障がいのある方のエンパワーメントの視点、社会参画が大切なことであるということが分かる前文であるとよい。

(委員) 障がいのある方が社会貢献をしたい気持ちがあると思う。それを保障する仕組みが必要である。どうしてもできないことがある人がいて、そういう人たちにどうやっ

で社会で生活をしてもらうかを考える必要がある。また、障がいのある方が高齢化したときに、行く場所が無いという問題がある。障がいのある方の高齢化に対してどういう方向性を示していくのか。

(委員) 障害者差別解消法の中では合理的配慮と言われ、耳が聞こえない人には筆談や手話をするなどの配慮が必要であるとされており、そういった必要な配慮の例も人権指針の中にも入れていただけるといい。

(事務局) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)」に合理的配慮について、「車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮」「筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮」「障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更」などの例が挙げられている。

(委員) 法務省の調査では、障がいのある方の人権問題として「就職・職場で不利な扱いを受けること」「じりじり見られたり、避けられたりすること」「差別的な言動をされること」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」「結婚問題で周囲の反対を受けること」「アパート等の入居を拒否されること」「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」などが挙げられている。障害者雇用促進法にあることを、市内企業に対して促していくことが大事なのではないか。

(委員) 障害者雇用促進法は罰則があったか。

(委員) 雇用をしていないと(法定雇用率を達成していない企業のうち、常用労働者数200人を超える場合(2015年からは100人を超える場合)については)企業に対して罰金がある(「障害者雇用納付金」を納めなければならない)。中小企業に関しては公表されないこともある。従業員の人数などによる。

(副会長) 障がい児の親の人権について検討したい。昨年の中学生人権作文コンテストの中で、「親の人権」をテーマに、母親の人権について書いた中学生がいて、印象に残っている。障がいのある子どもをもつ親の人権課題は深刻ではないか。高校教諭の頃、進行性筋ジストロフィーの生徒を全日制の普通科で初めて受け入れた。当時は校舎にスロープもエレベーターもなく、3年間職員が生徒をおんぶして通った。とにかく母親が大変である。進行性筋ジストロフィーは遺伝性の病気で、男の子が生まれると発病し、女の子が生まれても発病せず、母親が保因者である。そのため、その母親は夫から母親のせいであると責められ、家庭でも人権侵害を受けている。朝から晩まで子ども付き添い、送り迎えは毎日であり、人権は守られているかとても心配である。障がいのある方の人権課題として含められたらと思う。

(事務局) 子どもの人権課題「(8) 障がいのある子どもの権利の保障」の中で、「障がいのある子どもの家族への支援をします。」と表記がある。これを「再掲」という形で障がいのある方にも表記するか。

(委員) 他にも重なる部分はあると思う。再掲したほうが分かりやすいと思う。

(委員) 幼稚園の障がい児の受け入れ体制はどうなっているか。多く受け入れているところもあるが、中には楽器の演奏で、和を乱すからという理由で障がい児のカスタネツ

トに物を挟まれ、鳴らないようにされたという話を聞いたことがある。

(副会長) 幼稚園は民間・私立なので、受け入れるように規制する等は難しいのではない
か。障がいについて専門知識がある人がいればいいが、そうでないと引き受けられない。
お断り、というより、申し訳ないが対応できません、ということであると思う。

(委員) 会社には法律で義務付けられているのに、幼稚園にはなぜ義務付け等ができな
いのか。

(副会長) 人件費の問題が大きいかと思う。

(委員) 障がい児が幼稚園を飛び出して交通事故に遭った、などといったことが起きた
場合、園側が責任を取らなくてはいけなくなる。それを防ぐためには人を増やさなければ
ならず、人件費がかかる。大和市は幼稚園に対して、補助金は出しているか。人権施
策は何においてもお金がかかる。予算がないとできない。人権指針と予算を一緒に考え
る必要があるのではないか。できれば、大和市がなににどのくらいお金をかけているか
についての資料を頂きたい。

(委員) 保育園は一般保育、障がい児、病児保育、それぞれ制度が違う。保育士や医師
に人件費がかかり、難しい問題があると思う。高校生になれば普通科もあり、養護学校、
ろう学校、もう学校などもあり、分かれて教育をしているので、分けることは否定でき
ない。子どもであろうが、高齢者であろうが、障がい者であろうが、みんなが暮らしや
すいということが、人権が守られていることであると思う。一般市民はもっと暮らしや
すいと思う。

(委員) 隔離しすぎてしまうと、障がいや外国につながる方などについて知ることがで
きないので、交流は必要であると思う。

(委員) 認知症の方や障がいがある方が地域の中にいるということ知ってもらい、見守
ってもらえるようにするために、外に出ないといけない。今までは、親が認知症になっ
たから隠さないといけない、障がいのある子に生まれたから外に出さないようにしよう
という社会があった。時間をかけながら、社会が受け入れる姿勢も必要で、高齢者・障
がい者なども外に出る機会を増やさなければならない。「そういう人も居るよね」と思っ
てもらえる社会にする。

(会長) 地域の人が、自分の地域にそういう人たちが居ると言うことを知ることは大事
である。障がいのある方にお祭りに参加してもらい、顔を覚えるようになった。

(委員) 教育現場における隔離について、小学校低学年などでは、障がい児と過ごすこ
とでこういう子もいるんだと、個性を認めるという面で教育的効果もあるが、反対に、
障がい児の個別級で簡単な計算問題などを手厚く教えることも重要である。普通級に通
いながら、何曜日の何時間目だけは個別級にも通うという子も居る。個別級を置くため
にも、やはり予算が必要である。

(副会長) 個別級などは、やはり民間では難しく、公でなければできないこと。

(事務局) 「(3) 教育現場での障がい理解の推進」にて、「インクルーシブ教育の理念の基、
障がい児教育における特別なニーズに応じた支援や専門教育の実施とともに、小中学校
の通常学級との交流を図ります」という内容を述べている。

(委員) 国際学級はボランティアで日本語指導などを行っていないか。障がい児に関しても、ボランティアで1時間程度の取り出し授業などができないか。

(副会長) 障がい児の支援級は、ボランティアよりも専門性が必要かもしれない。

(委員) 学級崩壊という言葉が以前はよく聞かれていたが、最近はあまり聞かない。10分椅子に座ってられない、立ち上がり騒ぎ出すような、発達障害の子たちがきっかけで、周りの子どもと一緒に騒ぎ、先生が止められなくて学級崩壊という状態になっていた。そういった発達障害の子どもたちもいることを考慮しなくてはいけない。大和市でなにか良い方法があればいいと思う。

(委員) 大和市が工夫しているな、と思うのは、市教育委員会が行っている巡回相談チームというものがあり、各専門家が集まり、学校の要望によって専門家を派遣して授業風景を観察したりして、先生と会議をしながら、この生徒にはこう対応するといい、刺激に弱い生徒には、この席であると席に座ってられないから、席はこうしましょうなどといったアドバイスをする。こども部の臨床心理士も相談したりしている。

(委員) 「(6)ユニバーサルデザインのまちづくり・住まいへの支援」のユニバーサルデザインは、ハード面だけではないと思うので、意識啓発や、優先的に障がいがある人がサービスを利用しやすくできるような仕組みにできないか。

(事務局) (6)には、合理的配慮についての内容を含んでいく。

(外国につながる方の方についての検討は次回となった。)

4. その他

今後予定している「「新たな課題についての講義」テーマについて (案)」事務局から説明。次回会議日程について調整。事務局より臨時的に8月11日(火)午前9時30分から11時30分で会議を行う提案をし、出席多数のため開催することとなった。その後の会議は、10月9日(金)午前9時30分～11時30分と予定することとなった。

以上